

## 平成23年度「みやこ杣木（そまぎ）」供給事業応募要領

京都市域産材供給協会

(趣旨)

第1条 本事業は、日常目に触れるところに「木」がある環境を整備して「木の香りやぬくもりのある暮らし」の普及を支援することにより、地域林業や木材関連業界の活性化を図り、市内の森林の保全につなげるとともに、森林と人が共生する豊かな住環境を創造することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、京都市地域産材「みやこ杣木」(以下「みやこ杣木」という。)を利用する住宅のリフォームに対して、以下のとおり「みやこ杣木」を無償供給する。なお、無償供給を超えた分については、有償にて「みやこ杣木」を提供する。

- (1) 無償供給する「みやこ杣木」は、「平成23年度供給製品参考一覧」に掲載されているもののほか、京都市域産材供給協会(以下「協会」という。)に登録している生産事業者が取扱可能なものとする。
- (2) 無償供給しうる限度は、現場渡し価格(配送料含む)で25万円以内とする。

(募集方法)

第3条 募集は協会ホームページのほか京都市内関係機関に募集告知を行う。

(募集数及び募集期間)

第4条 供給戸数は、予算の範囲内で供給可能な戸数(20件程度を予定)とし、募集数が予算を満たさない場合は、予算を満たすまで追加募集を行う。募集開始については、下記のとおり2期に分けて行う。

第1期募集開始 平成23年4月15日から 募集数約15件

第2期募集開始 平成23年9月1日から 募集数約5件

(申込条件)

第5条 本事業の応募対象は、次項の条件のとおりとする。

- (1) 京都市民が市内に所有する住宅の改築又は内外装の改装であること。ただし、同住宅は、

現在居住もしくは年度内に居住するものに限る。

- (2) 無償供給金額のうち2割以上は、北山丸太又はその加工製品を利用すること。ただし、家具類等への使用を目的とした「みやこ柚木」の無償供給は行わない。
- (3) 提供された「みやこ柚木」でリフォームを行った住宅を、完了後5年以上利用すること。
- (4) 「みやこ柚木」を使用したリフォーム事例として、普及啓発のためのパンフレット又はホームページ等に使用状況写真を掲載することを承諾していただけること。
- (5) 施工前から施工後の間に、「みやこ柚木」使用状況に係る検査、聞取調査を協会が必要に応じ行うことについて、了承していただくこと。

(申請)

第6条 当該事業に応募するものは次の書類を添えて、各行政区に設置されている京の山柚人工房モデル工房を通じて、または協会へ直接提出しなければならない。

- (1) 「みやこ柚木」供給申請書（第1号様式）
- (2) 「みやこ柚木」供給申請に係る承諾書（第2号様式）
- (3) 改修計画図面（「みやこ柚木」の使用箇所を朱書されたもの）
- (4) 建築現場位置図
- (5) 「みやこ柚木」注文書（第3号様式）

(「みやこ柚木」供給の決定)

第7条 協会は、申請を受理次第、順次申請内容を厳正に審査し、速やかに申請者（施主）に通知する。なお、募集予定件数を超えた場合は、予算の範囲内で供給する。

(事業変更)

第8条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合は、次の書類を添えて、速やかに協会に変更申請し、承認を得るものとする。

- (1) 「みやこ柚木」供給申請に係る変更承認申請書（第4号様式）

(「みやこ柚木」の引渡し)

第9条 協会は、原則として決定通知後速やかに、申請者が希望する場所で引き渡すものとする。但し、その場所は京都市内に限るものとする。

(「みやこ杣木」の使用状況の確認)

第10条 申請者は、「みやこ杣木」の使用状況について、リフォーム完了後速やかに協会へ報告をしなければならない。報告は次の書類により行うものとし、最終締切である平成24年2月20日までに協会必着で報告するものとする。なお、協会は申請者からの報告を受領後、速やかに現地にて使用状況の確認検査を行う。申請者は、協会による確認検査を受け入れなければならない。

- (1) 「みやこ杣木」使用状況報告書(第5号様式)
- (2) 「みやこ杣木」使用状況写真(第6号様式)

(補助の中止及び返還)

第11条 以下の次項に該当する場合は、協会は供給した「みやこ杣木」相当額を申請者から返還させることが出来るものとする

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合。
- (2) 供給された「みやこ杣木」を使用した住宅等が、リフォーム完了後5年を経過することなく解体等された場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除くものとする。